

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

世代間倫理は、土地倫理とともに環境倫理の二つの軸である。土地倫理が従来の倫理の範囲を空間的に拡大して人間共同体から生命共同体へと拡張した場合の倫理であるとすれば、世代間倫理はそれを時間的に拡張して、現代の世代と未来の世代という異世代の間に適用される倫理である。前者がA共時的な倫理であるとすれば、後者は通時的な倫理であると言ってもよいであろう。また、この世代間倫理は、持続的発展の問題とも密接な関連を有している。

例えば、現在、われわれは化石燃料を、それが地層に①チクセキされる百万倍以上の速さで消費しているが、このままの速さで消費し続けると、早晚、化石燃料は底をつくことは必至であり、未来世代はそれを使用できないことになってしまう。また、われわれが大気や河川を②オセンすれば、それだけ劣悪な環境のもとで未来世代は生きていかなければならなくなる。したがって、われわれは彼らにできるだけ良い環境を残してやる義務と責任があるであろう。未来世代がどのような環境の中で生活するかは、われわれの行動の如何にかかっており、しかも彼らはわれわれの行動を③キユウダンできない弱い立場にある。だとすれば、それだけ一層、われわれは未来世代に対して配慮すべきであろう。

けれども、一見、当然とも思われるこうした未来世代への配慮を不必要として退ける人は結構多い。その理由としては、未来は不可測であって予想通りにはならないから、われわれがいくら未来世代のことを考えて彼らのために良い環境を残そうとしても、無駄になるかも知れない。例えば、われわれが化石燃料の使用を控えて未来世代のために残してやったとしても、化石燃料に代わる代替エネルギーが開発されれば、それは無駄になるだろう。また、倫理はもともとギブ・アンド・テイクの関係であって、自由のあるところには責任があり、権利あるところには義務がある。しかるに、われわれは未来世代に対して色々と配慮してやることはできるが、われわれは未来世代からは何もしてもらえない。もし倫理が互恵性の原則に立つものであるとすれば、それはわれわれと未来世代の間では成立しない。さらに、そもそもわれわれが未来世代のためにあれこれと配慮することは未来世代のためにはならない。それぞれの時代にはそれぞれの課題があり、そうした課題はそれぞれの世代自身が解決すべきことだからである。われわれが未来世代のことを構えば構うほど、彼らの独立心をそぐことになってしまふというのである。

こうした意見にはそれぞれ一理あることは認めなければならないが、同時にまたそこに巧妙な詭弁(ぎべん)が④ヒソソんでいることも指摘しておかなければならないだろう。それは裏返しされたエゴイズムの表現である。例えば、確かに現代世代は未来世代に対して何かと配慮することができるが、未来世代からは何もお返しをしてもらえない。したがって、そこには互恵性が欠如しているように見える。けれども、われわれが今日あるのは過去の世代のお蔭であり、われわれはわれわれの祖先から多大の恩恵を受けている。しかもわれわれは祖先に対して何一つ恩返しをしていない。否、恩返しをすることができない。というのも彼らはもうこの世にはいないからである。したがって、そこには互恵性が欠如している。

このように、B未来世代の現代世代に対する関係は、現代世代の過去世代に対する関係と同様である。そこで、われわれはわれわれが祖先から受けた恩を、祖先に返す代わりに子孫に返すことよって、帳尻を合わせていると考えることができらるだろう。そうすれば、そこにギブ・アンド・テイクの関係が保持されており、異世代間にも互恵性の原則を適用することができるであろう。しかも未来世代に対するこうした配慮が、結果的に、現代における持続的発展を後押しすることにもつながるであろう。だとすれば、われわれはわれわれの行為によってわれわれ自身が既に報われていると言えるのである。

ところで、世代間倫理に関して、異なった観点から斬新ざんしんな提案をした思想家がいる。その一人がヨナスである。彼は、「科学技術文明のための倫理学の試み」という副題のついた『責任という原理』を書いた。その中で未来倫理なるものを説き、その根本原則をカントカントの定言命法に模して、「汝の行為のもたらす結果が、この地球において、真に人間という名に値する生命が永続することと相和するように行為せよ」と定式化した。これを簡潔に表現すれば、「人類が地球上でいつまでも存続できる条件を危険にさらしてはならない」ということになる。ヨナスは、未来倫理においては互恵性の原則は適用されないこと、それは子孫に対する親の保護責任であることを力説している。

ヨナスによれば、C未来倫理は権利と義務についての伝統的な考え方からは出てこない。伝統的な考え方は互恵性の原則に基づいている。しかるに、本来、権利というのは現に存在しているものだけに認められるものであって、未だ存在していない可能的な存在者には認められない。したがって、そうした存在者に対する義務もないといわなければならない。そこで、ヨナスは、未来倫理はこうした伝統的な互恵性の原則に基づくのではなく、あたかも親が子に対する責任を無条件に負うように、未来世代に対してわれわれがその創始者であることに由来する義務であると説く。人類が存続すべきであるということは人間の理念そのものから生ずるのであり、したがって「人類をあらしめよ」というのが未来倫理の第一の定言命法になる。だとすれば、未来の人類をどのように存在させるべきであるかが第二の定言命法であるということになるが、それは「彼らの幸福になる権利を奪ってはならない」という一般則にまとめられるであろう。そして、この一般則から未来世代に対する種々の配慮、特に未来世代にとってマイナス要因になる危険性のあるものはできるだけ⑤カイヒし除去すべきであるという規則が生ずる。

ヨナスの未来倫理は、現在、科学・技術の急激な発展に伴って、人間の行為の本質が変化し、従来それとは異なつて、自然の存続をも脅かしかねない事態になってきているという現状認識から出発している。こうした未曾有みぞうの状態にあつては、従来の互恵性に基づくような倫理学では役に立たず、倫理学という単なる行為の理論を超えて、形而上学という存在の理論にまで歩を進めていかなければならない、とヨナスは言う。彼の未来倫理は、「人類をあらしめよ」という存在論的理念に基づいた人間のあるべきあり方を説こうとするものである、と言えるだろう。

(小坂国継「環境哲学」による)

(注一)ヨナスドイツの哲学者。

(注二)カントプロイセン(ドイツ)の哲学者。

問一 傍線部①～⑤のカタカナの部分に漢字に改めなさい。(解答は楷書ではつきり書くこと。)

問二 傍線部A「共時的な倫理」について、四五字以内で説明しなさい。(句読点なども一字と数える。)

問三 傍線部B「未来世代の現代世代に対する関係は、現代世代の過去世代に対する関係と同様である」とあるが、筆者がそう考える理由を六〇字以内で説明しなさい。(句読点なども一字と数える。)

問四 傍線部C「未来倫理は権利と義務についての伝統的な考え方からは出てこない」とあるが、その根拠を六五字以内で説明しなさい。(句読点なども一字と数える。)

問五 筆者の考える「互恵性」について、あなたの意見や考えを二四〇字以内で述べなさい。(句読点なども一字と数える。)



